



平成 26 年 1 月 24 日

自 動 車 局

**年少者用補助乗車装置に係る新協定規則の採用に伴う
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について**

自動車の安全性の向上及び国際的な基準調和の観点から、今般、国連欧州経済委員会の「年少者用補助乗車装置に係る新協定規則（第129号）」を採用し、国内基準に導入することとしました。

このため、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）」等を改正しましたので、お知らせします。（改正の詳細は別紙参照）

○年少者用補助乗車装置に係る新協定規則

年少者用補助乗車装置について、側面衝突基準を追加する等チャイルドシートの安全性を向上させます。なお、チャイルドシートの基準として、従来より採用している「年少者用補助乗車装置に係る協定規則（第44号）」についても、当分の間、有効とします。

◇適用時期：平成26年1月26日

問い合わせ先

自動車局 技術政策課 : 猶野、吉田
 審査・リコール課 : 野原
電話 03-5253-8111（内線 42253、42313）
 03-5253-8591（技術政策課（直通））
 03-5253-8596（審査・リコール課（直通））
FAX 03-5253-1639

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」及び「装置型式指定規則」等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認を推進するため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、チャイルドシートの安全性を向上するため、新たに「年少者用補助乗車装置に係る新協定規則（第 129 号）」（以下「新チャイルドシート規則」という。）を採用することとします。

これを受け、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）」（以下「細目告示」という。）、「装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）」等を改正することとします。

2. 改正概要

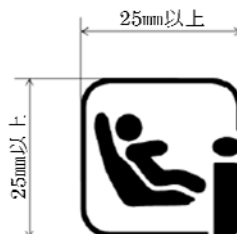
（1）細目告示の改正

① 年少者用補助乗車装置（細目告示第 32 条、第 110 条、第 188 条関係）

「新チャイルドシート規則」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【改正概要】

- これまで実施していた前面衝突試験・後面衝突試験に加え、側面衝突試験を実施する等チャイルドシートの安全性を向上させます。
- チャイルドシートに以下の表示を義務付けることとします。



※チャイルドシートの基準として、従来より採用している「年少者用補助乗車装置に係る協定規則（第 44 号）」（以下「旧チャイルドシート規則」という。）についても、当分の間、有効とします。

【適用時期】

平成 26 年 1 月 26 日以降

② その他

誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされた協定規則について、国内法令も同様に改正します。

（2）装置型式指定規則の改正

「新チャイルドシート規則」の採用に伴い、第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）を改正します。

【改正概要】

- 「新チャイルドシート規則」に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」

について、型式指定を受けたものとみなすこととします。

- 当分の間、「旧チャイルドシート規則」に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」についても、型式指定を受けたものとみなすことができることとします。

3. スケジュール

公布：平成 26 年 1 月 24 日

施行：平成 26 年 1 月 26 日

※UN規則文書（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_mar13.html